

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 7 月14日
【会社名】	株式会社イトアンドホールディングス
【英訳名】	EAT&HOLDINGS Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 仲田 浩康
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原三丁目 3 番34号 (同所は登記上の本店所在地であり、主たる本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番 8 号 (株式会社イトアンドホールディングス 東京ヘッドオフィス)
【電話番号】	03-5769-5050
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート統括本部長 今井 啓人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 9 回新株予約権 9,870,300円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,009,843,300円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社イトアンドホールディングス 東京ヘッドオフィス (東京都品川区東品川四丁目12番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 9 回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	14,955個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	9,870,300円
発行価格	新株予約権 1 個につき660円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり6.6円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	2026年 8 月 3 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社イトアンドホールディングス コーポレート統括本部 経営戦略部
払込期日	2026年 8 月 3 日 なお、本引受契約(以下に定義する。)において、割当予定先は、払込期日に、以下に規定する事項を含む本引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意いたします。 当社による表明及び保証が、本引受契約の締結日及び払込期日においていずれも真実かつ正確であること。 当社が、本引受契約に基づき払込期日までに履行又は遵守すべき義務を全て履行又は遵守していること。 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく本新株予約権（以下に定義する。）の発行に係る有価証券届出書（その訂正届出書（もしあれば）を含む。以下「本有価証券届出書」という。）の効力が発生し、その効力が停止していないこと。 本新株予約権の発行につき、第三者より発行差止めの仮処分の申立てその他本新株予約権の発行に対する重大な障害となる訴訟その他の法的手続が係属しておらず、それらの手続による命令、決定、判決等が出されておらず、それらの手続が開始されることが合理的に認められるおそれもないこと。 当社の取締役会において、本新株予約権の発行に関する議案が承認可決され、その他法令等、金融商品取引所の規則又は当社の定款その他の内部規則上必要となる一切の手続が全て適法かつ適正に実行されていること。 当社が株式会社ブルータス・コンサルティング（本社：東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号、代表者：野口真人）（以下「ブルータス」といいます。）から本引受契約締結日付の本新株予約権の評価に関する評価報告書を取得していること及び割当予定先がその写しを受領していること。 当社が割当予定先に以下の書類を提出していること。 イ 本新株予約権の発行並びに本引受契約の締結及び履行を承認した当社の取締役会議事録の原本証明付写し ロ 払込期日において本欄に定める前提条件が満たされていることを証明する旨の当社が作成した本引受契約で定める様式及び内容による証明書 ハ 払込期日の前営業日（日本における銀行法上の休日以外の日を意味する。以下同じ。）付の当社の履歴事項全部証明書 ニ その他割当予定先が合理的に要求する書類

	当社グループ（当社及びその子会社によって構成される企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、経営、事業、資産、負債又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼす事由若しくは事象（当社グループに固有のものに限り、金融・経済情勢の一般的変動を除く。）又はその他本新株予約権の発行が著しく困難となる事由若しくは事象が現に生じていないこと。 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、当社の普通株式に対して取引停止処分又は重大な取引制限（一時的な取引制限を含む。）がされていないこと。 本有価証券届出書の提出日以降、払込期日までの間において、本新株予約権の発行要項第10項に記載する行使価額の調整を要する事由が発生していないこと。 当社及び株式会社アドバンテッジパートナーズ（住所：東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー17階、代表取締役：笹沼泰助、喜多慎一郎）（以下「アドバンテッジパートナーズ」という。）の間の本引受契約締結日付の事業提携契約が適法に締結され、かつ、変更されることなく、有効に存続していること。
割当日	2026年8月3日
払込取扱場所	三菱UFJ銀行 船場支店

- （注）１．株式会社イトアンドホールディングス第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、2026年7月14日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
- ２．当社は、割当予定先との間で、2026年7月14日付で、本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」という。）を締結いたします。
- ３．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとします。
- ４．払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われませんこととなります。
- ５．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- ６．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。 2 行使価額の修正基準 2027年2月3日、2028年2月3日及び2029年2月2日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。 3 行使価額の修正頻度 3回(2027年2月3日、2028年2月3日及び2029年2月2日に修正されることがある。) 4 行使価額の下限等 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い修正される行使価額の下限は、1,805円とする(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。) 5 割当株式数の上限 本新株予約権の目的となる株式の総数は、1,495,500株(2026年2月28日現在の発行済普通株式総数11,358,580株に対する割合は、13.17%)。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。 6 繰上償還条項等 本新株予約権は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従い、全部取得されることがある。 7 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、3,009,780,300円である。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。) なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、200,600円(以下「出資金額」という。)を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。 なお、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使された場合に交付される当社普通株式の数は1,495,500株である。

新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、200,600円とする。 2 行使価額 (1) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「行使価額」という。)は、2,006円とする(当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。)。なお、行使価額は次号又は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。 (2) 2027年2月3日、2028年2月3日及び2029年2月2日(修正日)まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、当該修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 「下限行使価額」とは、1,805円をいう(但し、下限行使価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。) 3 行使価額の調整 (1) 行使価額の調整 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 イ 時価(第(2)号 に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役(但し、社外取締役を除く。))に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)(の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。 ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
-----------------------	---

	ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。) 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。 但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。 $\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$ 「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ロ 「特別配当」とは、2031年8月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。)の額(金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2031年8月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に15を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議のうえ合理的に調整された金額。)を超える場合における当該超過額をいう。 ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
--	--

	(2) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(1)号 水の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(1)号 に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。 (3) 本新株予約権の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(4)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号 の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(4)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が1,604円を下回ることとなる場合には、1,604円とする。)に調整される。但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役(但し、社外取締役を除く。)に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (4) 本項第(3)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
--	--

	当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(1)号 ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。 (5) 本項第(1)号 、第(1)号 及び第(3)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。 (6) 本項第(1)号 、第(1)号 及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (7) 前項第(2)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至本項第(6)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,009,843,300円 (注) すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額である。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項 記載の資本金等増加限度額から本項 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使期間	本新株予約権者は、2026年8月4日から2031年8月1日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。))までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日 (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 株式会社イトアンドホールディングス コーポレート統括本部 経営戦略部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 船場支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり660円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と割当予定先との間で締結される本引受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。
- 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

3. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

4. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当予定先との間で2026年7月14日付で締結する予定の本引受契約において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意いたします。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2026年8月3日とします。

- (1) 割当予定先は、2026年8月4日から2027年2月3日までの期間は、本新株予約権を行使しません。
- (2) (1)にかかわらず、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、当社が割当予定先による本新株予約権の行使に合意した場合、東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反し、割当予定先が相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず是正されない場合、又は有価証券報告書又は半期報告書を適法に提出しなかった場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。

5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、1969年9月に大衆中華料理専門店の「大阪王将」第1号店を開店して以来、「おなかいっぱい幸せ」をコーポレートスローガンに、外食事業と食品事業の両輪経営により成長を続けてまいりました。

当社グループは、大衆中華料理業態の「大阪王将」を中心に、ラーメンやベーカリー・カフェなどの直営店の運営およびフランチャイズ・チェーンの展開を行うとともに、全国の生活協同組合や一般量販店など向けに「大阪王将」ブランドの冷凍食品並びに業務用冷凍食品を販売しております。主要商品である「大阪王将 羽根つき餃子」、「大阪王将 ぷるもち水餃子」などは自社工場で製造しており、AI・IoTに代表される新技術の積極的導入により、高品質と安全性の追求、および低コスト運営の両立を図っております。外食事業および食品事業の2つの販売チャネルを活用し、製造から販売まで一貫して手がけることで、お客様に安心・満足していただく商品を提供し、幅広い食のシーンで人々の暮らしに貢献する日本一の「食のライフプランニングカンパニー」を目指しております。

2026年2月期は、当社グループの主力事業が属する冷凍食品市場および外食市場が共に前年を上回る成長を示す中、食品事業においては、2025年4月に関東第一工場が完全復旧を果たしたことで、グループ年間製造量が40,000トンの当初計画に対して約43,000トンと大幅に伸長し、安定した供給体制に寄与するとともに、前年に引き続き全国CMの出稿を行い、冷凍餃子のシェア拡大に努めました。外食事業においては、主力である「大阪王将」ブランドの新モデル店舗を関東圏中心に出店するとともに、調理ロボ「I-Robo」を積極的に導入し、店舗の収益性向上を進めました。さらに、ベーカリー・カフェ「R Baker」においてはセントラルキッチン(山梨県甲州市)が安定稼働しており、FC展開および店舗運営効率化が順調に進捗いたしました。

2026年12月には、西日本エリアの生産体制強化を企図し、新たな供給拠点として建設を進めている九州新工場(宮崎県都城市)の竣工を目指しております。当社グループは引き続き、自社工場の生産機能を中心に、外食事業と食品事業の両輪からなる独自のビジネスモデルを追求し、再び高い成長を実現すべく、経営に取り組んでおります。

しかしながら、食品市場および外食市場におきましては、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、慢性的な人手不足といった構造的な制約に加え、原材料費や資材費、物流費、エネルギー費、人件費といった各種のコスト高騰や、物価高に伴う節約志向の高まりが事業運営に大きな影響を及ぼし、環境は厳しさを増しております。さらに、中東情勢の緊迫化をはじめとする地政学的リスクの高まり、為替相場および金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社では持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに株主価値の最大化を目指し、かつ確実に遂行していくため、資金調達に加えて、各種施策に関する外部からのアドバイスや経営支援の活用を検討してまいりました。こうした中、アドバンテッジパートナーズから事業提携および資金調達に関する提案を受け、協議を続けてまいりました。具体的な提案に加え外食産業への案件実績も踏まえ慎重に検討を重ねた結果、アドバンテッジパートナーズの外食産業への豊富なコンサルティング実績に加え、当社が認識している経営課題に取り組むにあたり高度で専門性の高い経営支援を受けられること、下記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、同社から提案を受けた第三者割当の方法による本新株予約権の発行が当社に最も適した資金調達方法であると考えたことから、アドバンテッジパートナーズとの間で事業提携を行うとともに、同社が出資するファンドに対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことが当社グループの企業価値の向上に最も適した提案であると判断し、本日の取締役会にてアドバンテッジパートナーズとの間で事業提携を行うことを決定いたしました。当社グループはアドバンテッジパートナーズより、成長戦略の策定や具体的戦略を推進するプロジェクトの構築・運営等、同社を含めたアドバンテッジパートナーズグループが有する高度な経営ノウハウやネットワークを活用した多様な支援を受け、同社と緊密に連携しながら経営戦略の高度化と早期実現化に向けた取り組みを推進し、今回調達する資金を成長投資に効果的に活用することが企業価値向上を実現するものと考えております。事業提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「事業提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、企業価値向上と持続的な成長のための必要資金を確保するに当たり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の希薄化が即時に生じるとともに、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

ライツ・オファリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、今回の資金調達額等を勘案するとコミットメントを引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、新株予約権の割当を受けた者等による投資行動の如何によっては当社が調達できる資金の額が想定を下回る可能性があること等から、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能としますが、公募増資と同様、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、割当先が相当数の議決権を直ちに保有し当社のガバナンスに悪影響を及ぼすおそれがあること等から、今回の資金調達方法の候補から除外しております。

社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下すること、当社の財務状況や今回の資金調達額等を勘案すると社債を引き受ける証券会社又は投資家が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査等に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあることから、今回の資金調達方法の候補から除外しております。

新株予約権付社債

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また即時に希薄化が生じることがないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になり、資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与える可能性があること等から、今回の資金調達方法の候補から除外しております。

< 本新株予約権による資金調達スキームの長所及び短所 >

[長所]

株価下落局面における行使可能性を一定の範囲で確保

本新株予約権の行使価額は修正日において下方に修正され得ることとなっているため、当社株価が下落した局面においても、株価水準次第では割当予定先による本新株予約権の行使が行われることが期待できると考えております。

既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、株価動向に応じて複数回による行使と行使の分散が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられることから、本新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

財務健全性指標の上昇

本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[短所]

当初資金調達額が限定的

新株予約権者による権利行使があって初めて、本新株予約権の行使個数に出資金額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に資金調達が当初の想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権については下限行使価額が1,805円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われない可能性があります。

株価上昇時には資金調達額の増加のメリットを享受できないこと

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 f. 株券等の保有方針」のとおり、割当予定先は、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的として本新株予約権の割り当てを受けることから、本新株予約権の行使価額が修正される場合であっても、修正後の行使価額は当初の行使価額が上限となっております。したがって、行使価額の修正日において、当該修正日までの20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が当初の行使価額を上回る場合でも、行使価額は修正されず、最大交付株式数及び希薄化率は減少せず、資金調達額の増加のメリットを享受できません。

資金調達が限定されていること

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権の調達資金による企業価値向上と持続的な成長を確認するために相当な期間として、2026年8月4日から2027年2月3日までの期間は、本新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意いたします(但し、上記「4. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項」の(2)に記載した事由に該当する場合は除きます。)。一方で、割当予定先は、本新株予約権を中長期で保有する方針であり、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収)を目的としていることから、本新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。

以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

6. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし。
7. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
2026年7月14日に、割当予定先との間で締結される予定の本引受契約において、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり合意いたします。
8. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし。
9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。
11. その他
 - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任します。
 - (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,009,843,300	8,000,000	3,001,843,300

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用(印刷事務費用、英訳費用、登記費用)等からなります。
3. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,001,843,300円につきましては、次の使途に充当する予定であります。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

差引手取概算額の内訳として、既存事業強靱化に向けた投資資金、両輪経営強化に向けた成長加速化のための投資資金、及び経営基盤強化のための投資資金に充当する予定です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
既存事業強靱化に向けた投資資金	1,480	2027年2月～2031年8月
両輪経営強化に向けた成長加速化のための投資資金	1,170	2027年2月～2031年8月
経営基盤強化のための投資資金	351	2027年2月～2031年8月

- (注) 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出時期との間に差異が生じる可能性があります。上記資金の充当については、資金需要が発生したものから充当するものとしませんが、支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定金額よりも不足した場合には、上記優先順位で充当し、また、自己資金の活用、新たな銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途へ充当又は事業計画の見直しを行う可能性もあります。

<手取金の使途について>

既存事業強靱化に向けた投資資金

当社は、主力である食品事業及び外食事業の収益性向上と持続的な成長の実現に向け、既存事業の競争力強化を進めてまいります。食品事業においては、主力商品の更なる配荷拡大、取引先・商品別の販売戦略高度化、マーケティング及び営業活動の強化を通じた売上成長及び収益性の向上を目指しております。また、工場におけるDX・自動化、設備改良、材料ロス削減、調達・物流の効率化等を推進し、生産性向上及び原価低減を図ってまいります。

外食事業においては、既存店におけるメニュー・商品力の向上、QSC(品質・サービス・清潔さ)の改善、店舗オペレーションの効率化及び人員配置の最適化を通じ、顧客満足度及び店舗収益性の向上に取り組んでまいります。加えて、主要ブランドにおいて、顧客ニーズや立地特性に応じた新モデルの開発・検証を進めるとともに、収益性及び再現性を確認した上で、直営店及び加盟店における展開可能性を追求してまいります。

本資金調達により得られる資金のうち1,480百万円については、これらの食品事業における工場原価低減に向けた設備投資及び外食事業における新店舗構築モデルの展開に係る投資資金として充当する予定です。

両輪経営強化に向けた成長加速化のための投資資金

当社は、食品事業における商品開発力・製造機能と、外食事業における店舗網・顧客接点を有する強みを活かし、両事業の連携を一層強化することで、新たな成長機会の創出を目指しております。具体的には、外食事業における顧客ニーズ、商品提供及び店舗運営に関する知見を食品事業の商品開発に活用し、外食ブランドと連携した冷凍食品その他のヒット商品の開発・販売拡大を進めてまいります。

また、食品・外食両事業のブランド、製造機能及び顧客接点を活用し、D2C・EC等の自社チャネルを通じた商品・サービスの提供、新たな顧客ニーズに対応する新規事業の開発等に取り組んでまいります。これにより、両事業がそれぞれ有する強みを相互に活用し、当社グループならではの高収益な事業モデルの確立を目指してまいります。

本資金調達により得られる資金のうち1,170百万円については、食品・外食事業の連携を前提としたD2C型店舗の出店、当該事業モデルの展開及び関連する商品開発に係る投資資金として充当する予定です。

経営基盤強化のための投資資金

当社は、上記の既存事業強靱化及び成長投資を着実に実行するため、事業成長を支える組織・人材・経営管理基盤の強化を進めてまいります。具体的には、グループ経営幹部及び高度専門人材の採用・育成を行うとともに、人事評価、報酬及び等級制度の見直しを通じ、組織全体の実行力及び従業員エンゲージメントの向上を図ってまいります。

また、グループ全体でのKPI管理及び経営数値の可視化、投資採算管理、内部管理・内部監査体制、ガバナンス及びIR体制の強化を進め、迅速かつ規律ある経営意思決定を支える体制を整備してまいります。

本資金調達により得られる資金のうち351百万円については、事業成長及び経営基盤強化を担う専門人材の採用・育成に係る人件費として充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 優先的交渉権について

本引受契約において、当社は、払込期日から割当予定先が保有する当社の株式数（割当予定先が保有する本新株予約権の目的である株式の数を含む。なお、発行要項第9項第(3)号による行使価額の修正又は発行要項第10項による行使価額の調整が行われた場合には、割当予定先が保有する本新株予約権の目的である株式の数は、行使価額の当該修正又は調整に伴い修正又は調整された数とする。）が10,000株（発行要項第9項第(3)号による行使価額の修正又は発行要項第10項による行使価額の調整が行われた場合には、行使価額の当該修正又は調整に伴い合理的に修正又は調整される。）未満となった日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく（但し、割当予定先は、合理的な理由なく同意を拒否、留保又は遅延してはなりません。）、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称します。）の発行等をしてはならない旨（但し、2022年5月27日の第45回定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」といいます。）その他の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（但し、社外取締役を除きます。）に対して、当社の普通株式を交付する場合、当社グループの役職員を対象とするストック・オプションの行使により普通株式を交付する場合及び当社グループの取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員を割当先とするストック・オプションを発行する場合は、この限りではありません。）、また、払込期日から割当予定先が保有する当社の株式数（割当予定先が保有する本新株予約権の目的である株式の数を含む。なお、発行要項第9項第(3)号による行使価額の修正又は発行要項第10項による行使価額の調整が行われた場合には、割当予定先が保有する本新株予約権の目的である株式の数は、行使価額の当該修正又は調整に伴い修正又は調整された数とする。）が10,000株（発行要項第9項第(3)号による行使価額の修正又は発行要項第10項による行使価額の調整が行われた場合には、行使価額の当該修正又は調整に伴い修正又は調整される。）未満となった日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（本株式報酬制度その他の株式報酬制度に基づき、当社の取締役（但し、社外取締役を除きます。）に対して、当社の普通株式を交付する場合、当社グループの役職員を対象とするストック・オプションの行使により普通株式を交付する場合及び当社グループの取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員を割当先とするストック・オプションを発行する場合は、この限りではありません。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等する旨の合意をいたします。

また、本引受契約において、当社は、割当予定先の事前の書面による同意なく（但し、割当予定先は、不合理に同意を拒否することができず、同意を拒否する場合にはその理由を書面により通知しなければならない。）、重要事項（資本提携その他のM&A等や子会社の異動を伴う当該子会社の株式の処分等）に係る契約等の締結、当社グループが締結する合併契約に基づく株式の取得又は処分に係る権利の行使その他の行為をしない旨の合意をいたします。

2 本新株予約権の取得請求権について

当社が発行する株式について、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社の株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合は除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の株式を取得した場合、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為（以下に定義します。）が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイズアウト事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌営業日から起算して5営業日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株

式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続をいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。））及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が50%超となった場合をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、(i)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	PSPI S2, L.P.	
所在地	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資予定額	187,000,000円	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	Advantage Partners Pte. Ltd. : 100%	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	APIP, Inc.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	Director : Richard Lee Folsom
	資本金	1 米ドル
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	Advantage Partners Pte. Ltd. 100%

(2026年7月14日現在)

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2026年7月14日現在)

c．提出者と割当予定先の無限責任組員であるAPIP, Inc.との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2026年7月14日現在)

d．割当予定先の選定理由

本新株予約権の割当予定先としてPSP1 S2, L.P.を選定した理由は次のとおりです。

上記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 5 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに株主価値の最大化を目指し、かつ確実に遂行していく方針です。かかる方針に基づく必要資金の調達及び各種施策や当社グループの経営課題等について検討するに際して、2025年10月頃、アドバンテッジパートナーズから、資金調達に加えて、当社への事業上の支援やネットワークを通じた情報提供の提案がありました。またアドバンテッジパートナーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足しうるファイナンス手法として、アドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドを割当予定先候補として紹介されました。アドバンテッジパートナーズは、サービスを提供するファンド又はグループ会社が出資するファンドの投資リターンを最大化するために、同社のサービス提供先又は同社グループの出資先であるファンドの投資先である上場会社に対して、経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワークを活用した情報提供を行っております。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、アドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドに対して本新株予約権の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、成長戦略の策定や具体的戦略を推進するプロジェクトの構築・運営等、高度な経営支援を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。すなわち、調達資金を、既存事業強靱化に向けた投資資金、両輪経営強化に向けた成長加速化のための投資資金、経営基盤強化のための投資資金に充当することで、企業価値向上と持続的な成長を図るとともに、アドバンテッジパートナーズとの間で事業提携を行い、アドバンテッジパートナーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させるとともに、本新株予約権が当社の想定どおり行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、アドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドを第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

e．割り当てようとする株式の数

本新株予約権のすべてが、当初行使価額により行使された場合にPSPI S2, L.P.に割り当てようとする本新株予約権の目的である株式の総数は1,495,500株であります。

なお、上記株数は、本新株予約権が、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の当初行使価額においてすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより行使価額が調整された場合には、これに従い調整されます。

f．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使した上で売却する際ににおける投資資金の回収)を目的としているため、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4．本新株予約権の行使に関するその他の合意事項」に記載のとおり、2026年8月4日から2027年2月3日までの期間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できないことを合意いたします。

なお、下記「g．払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使を行った場合には、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しております。

なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先が締結する本引受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨を合意いたします。取締役会の決議による当社の承認をもって本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、本新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。

加えて、本引受契約において、割当予定先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式を取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募（当社が反対の意見表明を行った公開買付けに対する応募は除きます。））、及び公開買付けに係るスクイズアウトにおける売却、並びにPTS取引及び立会外取引等売却先を特定できない取引は除きます。）において譲渡する場合、当社の事前の書面による承諾なく、当社の指定する一定の競合他社への譲渡を行わない旨を合意します。

g．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、本新株予約権の割当予定先の取引銀行が発行する口座残高の写し(2026年7月9日付)を確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確保しておくことが必要ではありません。アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンド又はアドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドは、多数の会社の新株予約権を引き受けておりますが、それらの会社の中には本件と概ね同様のスキームが採用されているものがあり、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することで新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しております。

h. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその業務執行組合員並びにその役員、並びに割当予定先の全出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。))について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表者：小板橋 仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年7月8日付で受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社と割当予定先との間で締結される本引受契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定の根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(本社：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：野口真人)(以下「ブルータス」といいます。)に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年7月13日付で本新株予約権の評価報告書(以下「本評価報告書」といいます。)を受領いたしました。ブルータスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、ブルータスは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日(2026年7月13日)の市場環境等を考慮し、当社の株価(2,025円)、ボラティリティ(14.71%)、配当利回り(0.74%)、無リスク利子率(1.983%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、2,006円(取締役会決議日の前営業日における当社普通株式終値2,025円に対して0.94%のディスカウント)と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議により、各修正日ごとに各修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に修正されるものとし、当初の行使価額については2026年7月13日を含みそれに先立つ過去1か月、3か月及び6か月間の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(小数点以下は切り捨てる。以下同じ。)の平均値と同額、下限行使価額については当初の行使価額の90%(取締役会決議日の前営業日における当社普通株式終値2,025円に対して10.86%のディスカウント)に設定されており、発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

なお、修正後の行使価額は、当社はアドバンテッジパートナーズと事業提携契約を締結し、アドバンテッジパートナーズグループが出資するファンドである割当予定先は本新株予約権を中長期で保有する方針であることや、修正日の前営業日の株価や短期間の株価の平均値を修正後の行使価額とした場合、修正日の終値が修正日前後の当社の株価の動向から逸脱した額となる可能性が否定できないこと等を踏まえて、修正日の前営業日の終値や短期間の終値の平均値ではなく、修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値とすることが合理的と考えております。

また、当初の行使価額は、割当予定先が本新株予約権を中長期で保有することを目的としていること等を考慮して、2026年7月13日を含みそれに先立つ過去1か月、3か月及び6か月間の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の平均値とすることが合理的であると考えております。

なお、本新株予約権の発行要項第10項において、本新株予約権の行使価額の調整について、時価を下回る発行価額等で、新規に株式等を発行等する場合に、本新株予約権の行使価額を加重平均法により調整する方法のほか、

本新株予約権の行使価額等を下回る価額で、新規に株式等を発行等する場合に、本新株予約権の行使価額等を当該新規発行に係る払込金額等と同額(但し、調整後行使価額が1,604円を下回ることとなる場合には、1,604円とします。)に調整する方法を規定しております。このうち調整方法について、当社は、競争環境が急速に変化する事業領域において成長戦略の実現に不可欠な資金調達を市場機会を逃さず迅速かつ確実に実現することが必要であると考えている一方で、割当予定先が相対的に高いリスクを負うこととなることにも鑑み、割当予定先との協議の結果、同調整方法を採用することといたしました。同調整方法による行使価額等の調整に際しては、既存株主の持分希薄化を防ぎ、無制限な下方修正を回避するため、調整後行使価額等に下限を設けており、こうした設計を加味すれば合理的な調整方法であると考えております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格(660円)をブルータスによる価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会(3名中2名が社外取締役)は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるブルータスが本新株予約権の算定を行っていること、ブルータスによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の公正な価値と同額と定められていることから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が当初行使価額2,006円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数は1,495,500株(議決権の数14,955個)であり、これは、2026年2月28日時点の当社の発行済株式総数11,358,580株及び当社の総議決権の総数113,496個の13.17%及び13.18%(小数点以下第3位を四捨五入。以下同じ。)にそれぞれ相当します。また、本新株予約権が下限行使価額1,805円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数1,662,000株(議決権の数16,620個)であり、これは、2026年2月28日時点の当社の発行済株式総数11,358,580株及び当社の総議決権の総数113,496個の14.63%及び14.64%にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資するものと考えていることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社文野屋	大阪府枚方市東香里3丁目31-9	2,624,700	23.13%	2,624,700	20.43%
PSPIS2, L.P.	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	—	—	1,495,500	11.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	739,000	6.51%	739,000	5.75%
文野 直樹	東京都渋谷区	327,419	2.88%	327,419	2.55%
サントリー株式会社	東京都港区台場2丁目3-3	204,000	1.80%	204,000	1.59%
森 孝裕	大阪府大阪市港区	180,000	1.59%	180,000	1.40%
仲田 浩康	大阪府豊中市	162,697	1.43%	162,697	1.27%
文野 弘美	大阪府枚方市	132,600	1.17%	132,600	1.03%
イトアンド社員持株会	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-34	115,070	1.01%	115,070	0.90%
イトアンド取引先持株会	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-34	114,600	1.01%	114,600	0.89%
計	-	4,600,086	40.53%	6,095,586	47.45%

(注) 1 2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年2月28日現在の総議決権数に、本新株予約権が当初行使価額2,006円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式1,495,500株に係る議決権の数14,955個を加えて算定しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。

3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第49期(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月28日) 令和 8 年 5 月27日近畿財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年 7 月14日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 5 月29日近畿財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年 7 月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年 7 月14日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イトアンドホールディングス 本店
(大阪市淀川区宮原三丁目 3 番34号)

株式会社イトアンドホールディングス 東京ヘッドオフィス
(東京都品川区東品川四丁目12番 8 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。